

令和 5 年 度

つ が る 市

財 政 健 全 化 審 査 意 見 書

経 営 健 全 化 審 査 意 見 書

つ が る 市 監 査 委 員

つ 監 第 43 号

令 和 6 年 8 月 7 日

つがる市長 倉 光 弘 昭 様

つがる市監査委員 台 丸 谷 績

つがる市監査委員 野 呂 司

令和5年度つがる市財政健全化・経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された令和5年度つがる市健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定により、審査に付された令和5年度公営企業に係る資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

令和5年度財政健全化審査意見書

令和5年度財政健全化審査意見書

1 審査の対象

令和5年度の各会計の決算に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和6年8月1日から令和6年8月6日まで

3 審査の方法

この審査に当たっては、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した証拠書類の照合等を主眼として行うとともに、関係者から算定についての説明を聴取し実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記					(単位:%)
健全化判断比率	令和5年度	令和4年度	令和3年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	—	—	12.94	20.00
② 連結実質赤字比率	—	—	—	17.94	30.00
③ 実質公債費比率	11.8	12.1	12.3	25.0	35.0
④ 将来負担比率	106.8	125.7	118.6	350.0	

注)実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がない場合は「—」を記載している。

(2) 個別意見

令和5年度の健全化判断比率において、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の値は、いずれも実質収支が黒字であるため、当該比率の値はなしとなった。

実質公債費比率及び将来負担比率は早期健全化基準を下回っており、特に実質公債費比率については、平成22年度から引き続き地方債協議制度上の許可団体基準(18.0%)を下回っている。

今後も第2次つがる市総合計画に基づきながら、更なる効率的な行政運営と健全な財政運営に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

なし。

令和5年度経営健全化審査意見書

令和5年度下水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和6年8月1日から令和6年8月6日まで

3 審査の方法

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記				(単位:%)	
比 率 名	令和5年度	令和4年度	令和3年度	経営健全 化 基 準	備 考
資金不足比率	—	—	—	20.0	

注)資金不足がない場合は「—」を記載している。

(2) 是正改善を要する事項

なし。

